



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	編集後記
Citation	北大法学論集, 20(1), 124-124
Issue Date	1969-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27877
Type	departmental bulletin paper
File Information	20(1)_P124.pdf



編集後記

本号から「編集後記」を設けることとした。かつての本誌にも、「編集後記」は存在していたので、その意味からすれば、新設ではなくて、復活である。

「編集後記」の目的として、編集委員は次のことを考えている。すなわち、雑誌編集の進捗状況、編集事務を實際に担当している人々（校正担当者のごとし）からの諸々の注文、会計事務担当の人々からの諸注文、その他、雑誌編集に関連した問題（たとえば、抜刷部数の増加要求）を、本欄でとりあげ、編集委員その他雑誌発行関係者と執筆者その他の関係者とを連絡するパイプとしての役割をはたさしめること。

われわれは、雑誌編集の衝に當つてみて、いかに多くの問題が存するかを知るに至つた。われわれが、本欄を設けるに至つたのは、それらの問題を広く関係者に知っていただき、多くの人々の意見を反映させつつ、問題の解決をはかるのが最良の方法と考えるからにはかならない。今回の編集に関しては、次のこと

みを述べておきたい。初校のみは執筆者が眼を通すこととする。そのさい、訂正も可とするが、同一行において訂正し、行の変更をきたすような訂正は絶対に行ないたい。訂正もれがあれば、次の号の本欄において、その旨を記載するようにすること。印刷のおくれ、校正の厄介さ、を思うとき、以上の点はぜひ実行していただきたい。なお、校正のミス等、編集委員の責に帰すべき事態が生じた場合には、本欄を通じておわびする。

執筆応募がすくないことは毎度のことであるから別に驚くに値いしないが、感心したことはない。ぜひ応募してくださいようお願いする。執筆量、回数において、相当の格差が生じていることは事実であり、編集委員としてはこの格差がなせ生じたのか興味深く眺めている。執筆依頼にさいしても、この点は考慮したいと考えている次第である。

※ここで編集委員とは、雑誌編集委員、雑誌編集助手および雑誌編集補助手の三者である。

次号(第二〇号)予告

論説

複数当事者の行政行為(2) 遠藤博也
—— 行政過程論の試み ——

流動資産譲渡担保論一斑(7) 米倉明

資料

わが国における法字教育検討の状況 富田容甫

研究ノート

札幌郊外地区(手稲)の政治意識調査

1 人口構成

共同研究

小川晃一 十亀昭雄
太田一男 ○蓮池穰
荒木俊夫 ○阿部四郎

○印 執筆担当者